

コンクール用録音・録画物に関する運用基準

1 適用範囲

本運用基準は、吹奏楽、合唱その他の演奏歌唱のコンクールその他の催物の主催者の許可を得た者（以下「製作事業者」という。）が、当該コンクールなどの実演を収録した録音物又は録画物（以下「本件録音・録画物」という。）を製作し、もっぱら当該コンクールなどの出演者又はその関係者に販売する場合に適用する。

2 適用条件

製作事業者は、別途締結する音楽著作物利用許諾契約に基づき、すべての本件録音・録画物について当協会の定める期間内に利用報告を行うものとする。

3 使用料

(1) CD等の録音物

著作物1曲あたり利用時間5分未満の使用料は、複製する録音物の個数に応じて、次の金額とする。なお、5分以上の著作物については、5分までを超えるごとに1曲として著作物数を計算する。

9個まで 200円

10個以上49個まで 400円

50個以上の場合 8円10銭に製造数を乗じて得た額

(2) DVD等の録画物

ア 録画物の内容が「音楽のビデオグラム」の場合（合唱、吹奏楽等）

① 著作物1曲あたり利用時間1分までごとの使用料は、複製する録画物の個数に応じて、次の金額とする。

50個まで 500円

50個を超える場合 500円に50個を超える1個につき7円を加算した額

② 本料率は、基本使用料を委託者が指定することとしている著作物についても適用する。

③ 算出した1録画物あたりの使用料が1,150円を下回る場合は、1,150円とする。

イ 録画物の内容がア以外の場合（演劇、ダンス等）

① 著作物1曲あたり利用時間1分までごとの使用料は、複製する録画物の個数に応じて、次の金額とする。

50個まで 500円

50 個を超える場合 500 円に 50 個を超える 1 個につき 4 円 40 銭を加算した額

- ② 本料率は、基本使用料を委託者が指定することとしている著作物についても適用する。
- ③ 算出した 1 録画物あたりの使用料が 1,020 円を下回る場合は、1,020 円とする。

(運用基準開始日)

2009 年 11 月 1 日

2011 年 1 月一部変更

2016 年 8 月一部変更